

# 第63回


## 定時株主総会 招集ご通知



### ご来場の自粛検討のお願い

新型コロナウイルス感染防止の観点から、株主の皆様には今年度の株主総会当日のご来場を見合わせ、インターネットや書面による事前の議決権行使を強くご推奨申し上げます。今後の状況により株主総会会場や運営方法に大きな変更が生じる場合は、当社WEBサイトにてお知らせいたします。  
<https://www.kadoya.com/>

ご出席株主様へのお土産の配布は本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

 **かどや 製油株式会社**

ごあいさつ



株主の皆様におかれましては、日頃よりかどや製油に対し、ご理解とご支援を賜り、感謝申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を6月23日（火曜日）に開催いたしますので、ここに招集のご通知をお届けいたします。第63期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）の概況及び株主総会の議案についてご説明申し上げますので、ご高覧くださいませようお願い申し上げます。

2020年6月

代表取締役社長  
久米 敦司

## 目次

<b>第63回定時株主総会招集ご通知</b>	1
<b>議決権行使についてのご案内</b>	3
<b>株主総会参考書類</b>	5
<b>事業報告</b>	
企業集団の現況	11
会社の現況	17
<b>連結計算書類</b>	
連結貸借対照表	27
連結損益計算書	28
連結株主資本等変動計算書	29
連結注記表	30
<b>計算書類</b>	
貸借対照表	38
損益計算書	39
株主資本等変動計算書	40
個別注記表	41
<b>監査報告</b>	
連結計算書類に係る会計監査報告	48
計算書類に係る会計監査報告	50
監査役会の監査報告	52

証券コード：2612  
2020年6月1日

株 主 各 位

東京都品川区西五反田八丁目2番8号

**かどや製油株式会社**

代表取締役社長 久米 敦 司

### 第63回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第63回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご案内申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面またはインターネットによって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、3頁、4頁のご案内にしたがって2020年6月22日（月曜日）午後5時30分までに議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2020年6月23日（火曜日）午前10時
2. 場 所 東京都港区高輪3丁目13番1号  
グランドプリンスホテル高輪地下1階プリンスルーム
3. 株主総会の目的事項  
報告事項
  1. 第63期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
  2. 第63期（2019年4月1日から2020年3月31日まで）計算書類報告の件
- 決議事項
  - 第1号議案 剰余金処分の件
  - 第2号議案 取締役1名選任の件
  - 第3号議案 監査役5名選任の件
4. 招集にあたっての決定事項
  1. 書面（郵送）およびインターネットの両方で重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
  2. インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われた内容を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

以 上

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
  - ◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.kadoya.com/>) に掲載させていただきます。

#### <新型コロナウイルス対策に関するお知らせ>

新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、本年は可能な限り会場へのご出席をお控えいただき、書面またはインターネットによる議決権行使をお願い申し上げます。

株主総会にご出席を検討される株主の皆様におかれましては、株主総会開催時点での流行状況やご自身の体調をご確認のうえ、マスク着用等の感染症予防対策にご配慮いただき、ご来場くださいますようご協力お願い申し上げます。なお、株主総会会場において、役員及び運営スタッフがマスク着用をさせていただくほか、感染拡大防止に必要な措置（座席の間隔を確保するために入場者数を制限して入場をお断りする場合があること、発熱や咳などの症状を有する株主様に対してご入場をお断りする場合があること、株主総会の時間を短縮する等）を講じることがありますことをご理解くださいますようお願い申し上げます。

今後の状況により株主総会の運営・会場等に大きな変更が生じた場合には、以下の当社のウェブサイトにてお知らせいたしますので、ご確認くださいようお願い申し上げます。  
当社ウェブサイト (<https://www.kadoya.com/>)



## 議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆さまの大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。

**株主総会にご出席される場合**

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日 時

2020年6月23日（火曜日）  
午前10時

**書面（郵送）で議決権を行使される場合**

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限

2020年6月22日（月曜日）  
午後5時30分到着分まで

**インターネットで議決権を行使される場合**

次頁の案内に従って、議案の賛否をご入力ください。

行使期限

2020年6月22日（月曜日）  
午後5時30分入力完了分まで

## 議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書

〇〇〇〇〇〇〇〇 御中

株主総会日 議決権の数 XX 株

XXXXXXXXXX年XX月XX日

議決権の数 XX 株

1. \_\_\_\_\_

2. \_\_\_\_\_

ロデザインQRコード

見本 XXXX-XXXX-XXXX-XXX

XXXXXXXX

〇〇〇〇〇〇

→ こちらに議案の賛否をご記入ください。

- 第1・2号議案**
- 賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
  - 反対する場合 >> [否] の欄に○印
- 第3号議案**
- 全員賛成の場合 >> [賛] の欄に○印
  - 全員反対する場合 >> [否] の欄に○印
  - 一部の候補者に反対する場合 >> [賛] の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

※議決権行使書はイメージです。

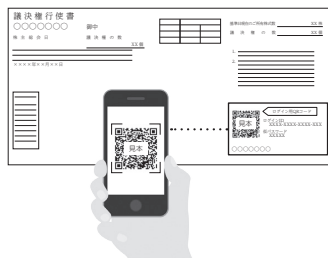
書面（郵送）およびインターネットの両方で議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネットにより複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。

# インターネットによる議決権行使のご案内

## QRコードを読み取る方法

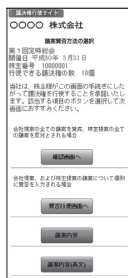
議決権行使書用紙に記載のログインID、仮パスワードを入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



**QRコードを用いたログインは1回に限り可能です。**

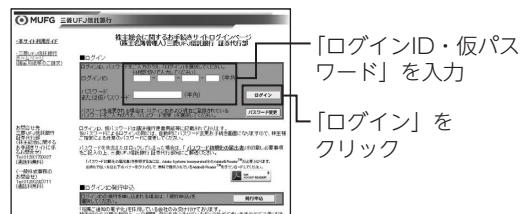
再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権を行使する場合は、右の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

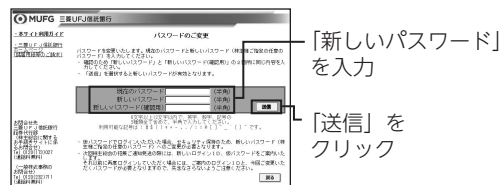
## ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使ウェブサイト <https://evote.tr.mufg.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトアクセスしてください。
- 2 議決権行使書用紙に記載された「ログインID・仮パスワード」を入力クリックしてください。



- 3 新しいパスワードを登録する。



- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

※操作画面はイメージです。

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部 ヘルプデスク  
0120-173-027  
(通話料無料/受付時間 9:00~21:00)

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金処分の件

剰余金の処分につきましては、次のとおりといたしたいと存じます。

#### 1. 期末配当に関する事項

当社は、株主の皆様への利益還元を経営の重点政策の一つとして位置付けており、配当性向の目標は単体の当期純利益の40%を目処としております。ただし、業績に関わらず1株当たり20円以上の配当を継続して行えるよう努力してまいります。

この配当政策に基づき、当期の期末配当金につきましては、1株につき普通配当110円とさせていただきますと存じます。

##### (1) 配当財産の種類

金銭

##### (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株当たり金110円 総額1,013,614,140円

##### (3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2020年6月24日

#### 2. その他の剰余金の処分に関する事項

内部留保につきましては、将来の積極的な事業展開に備えた経営基盤の強化を図るため、以下のとおりといたしたいと存じます。

##### (1) 増加する剰余金の項目及びその額

別途積立金 300,000,000円

##### (2) 減少する剰余金の項目及びその額

繰越利益剰余金 300,000,000円

## 第2号議案 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役佐野雅明氏、取締役吉岡努氏は取締役を辞任されますので、新たに取締役1名の選任をお願いするものであります。

なお、今回選任されます取締役の任期は、当社定款第21条第2項の定めに従い、他の在任取締役の任期の満了する時までといたします。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位及び担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
なか やま ひろ あき <b>中山裕章</b> (1964年9月27日生) <b>【新任】</b>	1987年4月 三菱商事株式会社入社 2011年4月 同社農水産本部穀物ユニットマネージャー 2013年4月 同社海外市場事業開発部長 2015年4月 同社生活原料本部副本部長 2016年4月 同社生活原料本部戦略企画室長 2016年6月 当社社外監査役 2017年4月 三菱商事株式会社生活原料本部長 2017年6月 当社社外監査役退任 2019年4月 三菱商事株式会社食品産業グループCEOオフィス室長 2020年4月 当社入社執行役員社長付 2020年5月 当社執行役員国内事業本部長(現任)	0株
<b>【取締役候補者とした理由】</b> 中山裕章氏は、総合商社において食品分野における豊富なビジネス経験・実績・幅広い知見を有しております。また、同氏は過去に当社の社外監査役を1年間務めた経験があり、監査を通じて、当社の業務内容に精通しております。それらの知識や経験を当社の経営に活かして頂くことで、持続的な成長と、企業価値向上の実現を期待できることから、今回新たに取締役候補者としたものであります。		

(注) 中山裕章氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。



### 第3号議案 監査役5名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役菱田州男氏、監査役兼田隆氏及び監査役井上裕規氏の3名は任期満了となり、監査役鴨井慶太氏は辞任されます。つきましては、監査体制の強化・充実を図るため1名を増員し、監査役5名の選任をお願いするものであります。

なお、監査役候補者西村泰彦氏及び秋元建夫氏は2018年6月26日開催の定時株主総会において補欠監査役に選任されていますが、その選任の効力を取消して、新たに監査役として選任をお願いするものであります。

また、監査役鴨井慶太氏の補欠として選任をお願いする監査役候補者磯貝進氏の任期は、当社定款第31条第2項の定めに従い、監査役鴨井慶太氏の任期が満了する2023年6月開催予定の定時株主総会終結の時までとなります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
1	菱田州男 (1955年10月6日生)	1979年4月 三菱商事株式会社入社 1989年4月 米国三菱商事会社本店 2004年3月 三菱商事株式会社加工食品第三ユニット 2008年5月 三菱商事上海有限公司糧油食品事業部長 2010年4月 三菱商事株式会社九州支社生活産業部長 2011年4月 同社理事食品本部長 2015年3月 同社退社 2015年3月 カンロ株式会社常勤監査役 2018年3月 同社常勤監査役退任 2018年4月 当社入社社長付 2018年6月 当社常勤監査役(現任) カタギ食品株式会社監査役※非常勤(現任)	500株
<p>[監査役候補者とした理由]</p> <p>菱田州男氏は、総合商社における豊富なビジネス経験と知見を有しており、また上場企業における常勤監査役を務めた経験を有しております。2018年6月より当社監査役に在任しており、引き続き当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としたものであります。</p>			

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略 歴、 当 社 に お け る 地 位 ( 重 要 な 兼 職 の 状 況 )	所有する当社の株式の数
2	井 上 裕 規 (1965年3月17日生)	1988年 4 月 三井物産株式会社入社 2006年 4 月 同社中部支社食料部第一営業室長 2008年 6 月 同社食品流通部北海道営業室長 2011年 5 月 同社食品流通部加工食品営業室長 2013年 7 月 同社内部監査部企画業務室次長 2015年 5 月 米国三井物産株式会社米州内部監査室次長 2017年 5 月 三井物産株式会社油脂・主食事業部部长補佐 2018年 6 月 当社社外監査役 (現任) 2019年 5 月 三井物産株式会社食料・流通事業業務部 連結経営支援室室長 2020年 4 月 同社食料本部・流通事業本部 連結経営推進室室長 (現任)	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>井上裕規氏は、過去に社外監査役以外の方法で会社の経営に関与したことはございませんが、現職の総合商社における豊富なビジネス経験・実績とともに、公認内部監査人の資格を有し、経験豊富なことから、それらの見識を当社監査体制の強化に活かしていただくため、引き続き社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			
3	西 村 泰 彦 (1957年3月2日生) 【新任】	1979年 3 月 当社入社 1996年 7 月 当社営業企画部副部长 兼販売企画室長兼商品開発室長 2001年 7 月 当社仙台支店長 2003年 6 月 当社執行役員大阪支店長 2008年 6 月 当社執行役員東京支店長 2010年10月 当社執行役員販売推進部副部长 2013年 6 月 当社常勤監査役 2018年 6 月 当社常勤監査役退任 当社上席執行役員品質保証部長 2020年 3 月 当社定年退職	2,500株
<p>【監査役候補者とした理由】</p> <p>西村泰彦氏は、当社へ入社して以来販売部門における幅広い業務に従事しており、豊富な業務経験、知見を有するとともに、2013年から2018年の5年間常勤監査役を務めた経験を有することから、当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、監査役候補者としたものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
4	あきもと たつお 秋元建夫 (1962年1月6日生) 【新任】	1985年4月 株式会社第一勧業銀行(現株式会社みずほ銀行)入社 2009年4月 株式会社みずほ銀行浜松町第二部部长 2011年6月 同行静岡支店長 2013年4月 小澤物産株式会社出向 2013年6月 同社執行役員 2014年4月 株式会社みずほ銀行退社 2014年6月 小澤物産株式会社 取締役 2016年6月 小澤商事株式会社 取締役 2018年6月 小澤物産株式会社 常務取締役(現任) 小澤商事株式会社 常務取締役(現任)	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>秋元建夫氏は、金融機関と事業会社における長年の豊富なビジネス経験と幅広い見識を有しており、それらの経験を当社監査体制の強化に活かしていただくため、社外監査役として選任をお願いするものであります。</p>			
5	いそ がい すすむ 磯貝進 (1968年7月9日生) 【新任】	1992年4月 三菱商事株式会社入社 2011年4月 同社広報部報道チームリーダー 2013年4月 同社糖質部原糖チームリーダー兼精糖チームリーダー 2014年4月 同社広報部報道チームリーダー 2015年4月 同社広報部部长代行兼報道チームリーダー 2016年4月 同社食品原料部長 2018年6月 株式会社MCアグリアライアンス出向 代表取締役社長 2020年3月 三菱商事株式会社食糧本部戦略企画室長(現任)	0株
<p>【社外監査役候補者とした理由】</p> <p>磯貝進氏は、総合商社における豊富なビジネス経験と幅広い知見を有するとともに、株式会社MCアグリアライアンスの代表取締役社長として経営に参画した経験を有していることから、当社の監査役としての職務を適切に遂行できるものと判断し、社外監査役候補者としたものであります。</p>			

募集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

- (注) 1. 各監査役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 井上裕規、秋元建夫及び磯貝進の3氏は、社外監査役候補者であります。
3. 井上裕規氏及び磯貝進氏は、当社の特定関係事業者である三井物産株式会社及び三菱商事株式会社の業務執行者として上記の地位等を務めるとともに、同社より従業員給与等を受けており、今後も受ける予定であります。
- 秋元建夫氏は、当社の特定関係事業者である小澤物産株式会社の常務取締役及び小澤商事株式会社の常務取締役であり、小澤物産株式会社より役員報酬等を受けており、今後も受ける予定であります。
4. 井上裕規氏は、現在当社の社外監査役であり、その在任期間は本総会終結の時をもって2年となります。
5. 井上裕規氏は、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の賠償責任を限定する責任限定契約を締結しており、再任された場合、当社は同氏との当該契約を継続する予定であります。
- 秋元建夫氏及び磯貝進氏が選任された場合、当社は両氏との間で、同様の責任限定契約を締結する予定であります。
- なお、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

以 上

(提供書面)

# 事業報告

(2019年4月1日から  
2020年3月31日まで)

## 1. 企業集団の現況

### (1) 当事業年度の事業の状況

#### ①事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦を背景とした輸出の減速や、消費税率の引き上げの影響等による個人消費の落ち込みが生じた他、年明け頃から生じた新型コロナウイルス問題により、個人行動の自粛等に伴う経済活動の縮減が起こる等、先行きが不透明な状況となっております。また、世界経済は、保守主義的な貿易政策の広がりに伴い国際的な流通が鈍化する中で、新型コロナウイルス問題が全世界的に波及し、不確実性の高い状況が続いております。

食品業界におきましては、人口減少傾向により、国内市場の拡大が困難となる中で、差別化によるマーケットシェアの確保、海外市場の開拓、新たな付加価値の創出や継続的な安全性確保等への対応が求められています。

このような状況下、当社グループは、顧客ニーズや用途多様性に着目した販促を行う他、ごま原料相場の高騰に伴う原料価格に見合った販売価格の是正に注力しました。

ごま油におきましては、業務用を前期2月より、輸出用を当期10月より値上げの実施しております。また、家庭用は、当期7月より値引き見合いの販売促進費の絞り込みを行っております。

その影響等により、家庭用及び業務用の販売数量は、前期に比べ減少しております。但し、輸出用においては、値上げの影響はあったものの、北米地域への販売好調等により、販売数量は前期に比べ増加しております。以上により、ごま油全体の販売数量は前期比96.0%、販売金額は前期比97.3%となりました。

食品ごまにおきましては、業務用の販売数量が値上げの影響等により落ち込む中で、家庭用食品ごまが好調に推移した結果、食品ごま全体の販売数量は前期比98.1%、販売金額は前期比100.4%となりました。

一方、コスト面におきましては、売上原価は、原料代が大幅に増加した他、当期2月に完成しました袖ヶ浦工場の減価償却費の発生等により前期比107.4%となりました。また、販売費及び一般管理費は、家庭用の販売促進費の絞り込み等により前期比90.1%となりました。

この結果、当連結会計年度の経営成績は、売上高33,781百万円（前期比598百万円減）、經常利益は3,462百万円（前期比969百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は2,552百万円（前期比396百万円減）となりました。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

・生産の状況

(単位：トン)

区 分	第62期	第63期	前連結会計年度比
	(2019年3月期)	(当連結会計年度) (2020年3月期)	
ごま油生産量	29,027	28,117	96.8%
食品ごま生産量	14,634	14,100	96.3%
脱脂ごま生産量	22,993	22,840	99.3%

(注) ごま油生産量には輸入原料油の処理を含みます。

・セグメント別売上高の状況

セグメントの名称	第62期	第63期	前連結会計年度比
	(2019年3月期)	(当連結会計年度) (2020年3月期)	
ごま油(百万円)	25,494	24,826	97.3%
内 訳			
（ごま油(百万円)）	(24,639)	(24,079)	(97.7%)
（脱脂ごま(百万円)）	(855)	(746)	(87.2%)
食品ごま(百万円)	8,823	8,867	100.4%
その他(百万円)	62	87	139.7%
合 計(百万円)	34,380	33,781	98.2%

②設備投資の状況

当連結会計年度中に実施いたしました設備投資の総額は3,319百万円で、その主なものは次のとおりであります。

- イ. 当連結会計年度中に完成した主要設備  
ごま油事業 袖ヶ浦工場 ごま油生産設備
- ロ. 当連結会計年度継続中の主要設備の新設、拡充  
そ の 他 本 社 基幹システム更新
- ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却・撤去・滅失  
該当事項はありません。

### ③資金調達の状況

#### イ. 主要な借入先及び借入額

借入先	借入残高
株式会社みずほ銀行	2,000百万円

#### ロ. コミットメントライン契約

当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と契約総額5,000百万円の特定融資枠契約（シンジケーション方式によるコミットメントライン）を締結しております。

特定融資枠契約の総額	5,000百万円
借入実行残高	－百万円
借入未実行残高	5,000百万円

## (2) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

### ①企業集団の財産及び損益の状況

区 分	第60期	第61期	第62期	第63期
	(2017年3月期)	(2018年3月期)	(2019年3月期)	(当連結会計年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	－	30,601	34,380	33,781
親会社株主に帰属する 当期純利益 (百万円)	－	3,465	2,949	2,552
一株当たり当期純利益(円)	－	370.37	320.62	277.47
総資産 (百万円)	－	32,930	36,237	38,355
純資産 (百万円)	－	24,918	26,511	28,039
一株当たり純資産額(円)	－	2,708.61	2,881.78	3,047.88

(注) 1. 当社は第61期より連結計算書類を作成しております。

2. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 2018年2月16日）を前連結会計年度より適用しており、第61期連結会計年度の金額は組替え後の金額で表示しております。

②当社の財産及び損益の状況

区 分	第60期	第61期	第62期	第63期
	(2017年3月期)	(2018年3月期)	(2019年3月期)	(当事業年度) (2020年3月期)
売上高 (百万円)	28,508	29,824	30,668	30,051
当期純利益 (百万円)	2,673	3,518	2,762	2,493
一株当たり当期純利益(円)	284.39	376.04	300.26	271.02
総資産 (百万円)	29,341	32,021	35,108	37,437
純資産 (百万円)	23,794	24,955	26,381	27,897
一株当たり純資産額(円)	2,531.38	2,712.65	2,867.67	3,032.41

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 2018年2月16日)を前事業年度より適用しており、第61期事業年度以前の金額は組替え後の金額で表示しております。



### (3) 対処すべき課題

食品業界の経営環境につきましては、人口減少や少子高齢化により国内需要の減退、競合メーカーとの競争激化が予想されます。また、お客様からは従来以上に食の安心・安全への厳格な管理体制が求められており、製品に対するニーズも多様化しております。

このような環境の中、当社グループは変革と挑戦という思いの下、次を見据えた事業戦略、経営基盤の再構築を執行してまいります。更には、自らのビジネス特性を踏まえ、持続可能な社会実現（SDGs）や社会課題の解決に向け、積極的な取組を実施してまいります。

#### ①事業戦略

- ・“かどや純正ごま油”の更なるブランディング強化（伝統の風味、品質へのこだわり等）
- ・お客様や社会のニーズに応える新たな価値の提供
- ・海外事業の強化
- ・カタギ食品との連携強化（営業力強化、新商品開発、業務効率化）

#### ②経営基盤の再構築

- ・「安心・安全」に対する不断の取組
- ・人材育成・人材活用
- ・研究開発機能の強化
- ・生産体制の最適化（小豆島工場、袖ヶ浦工場、カタギ食品寝屋川工場の3工場の連携強化）

#### ③持続可能な社会実現に向けた取組（SDGsを意識した経営）

- ・ごま生産農家の雇用維持（技術指導、継続購入等）
- ・CO2削減、食品ロスへの着実な取組など

### (4) 主要な事業内容（2020年3月31日現在）

事業内容	主要製品
ごま油事業	ごま油、調合油、辣油、脱脂ごま
食品ごま事業	いりごま、すりごま、あらいごま、ねりごま

### (5) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主な事業内容
カタギ食品株式会社	30百万円	100%	家庭用食品ごま、加工ごまの製造・販売

(注) 特定完全子会社に該当する子会社はありません。

## (6) 主要な営業所及び工場 (2020年3月31日現在)

### ①当社の主要な営業所及び工場

本社 東京都品川区西五反田八丁目2番8号  
支店 仙台(青葉区)、東京(品川区)、名古屋(中 区)  
大阪(吹田市)、広島(西 区)、福 岡(博多区)  
工場 香川県(小豆郡)、千葉県(袖ヶ浦市)

### ②子会社の主要な営業所及び工場

カタギ食品株式会社 大阪府寝屋川市

## (7) 使用人の状況 (2020年3月31日現在)

### ①企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前期末比増減
480 (43) 名	19名増 (2名減)

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

### ②当社の使用人の状況

使用人数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
346 (28) 名	17名増 (3名減)	42.0歳	14.6年

(注) 使用人数は就業員数であり、アルバイト及び非常勤嘱託は ( ) 内に年間の平均人員を外数で記載しております。

## 2. 会社の現況

### (1) 株式の状況 (2020年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 16,000,000株
- ②発行済株式の総数 9,400,000株
- ③株主数 7,042名
- ④大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	株	%
三 菱 商 事 株 式 会 社	2,477,000	26.88
三 井 物 産 株 式 会 社	2,019,500	21.91
小 澤 物 産 株 式 会 社	1,063,186	11.53
小 澤 商 事 株 式 会 社	428,314	4.64
国 分 グ ル ー プ 本 社 株 式 会 社	300,000	3.25
日 清 食 品 ホ ー ル デ ィ ン グ ス 株 式 会 社	300,000	3.25
伊 藤 忠 商 事 株 式 会 社	200,000	2.17
日 本 ト ラ ス テ ィ ・ サ ー ビ ス 信 託 銀 行 株 式 会 社 ( 信 託 口 )	150,100	1.62
株 式 会 社 J - オ イ ル ミ ル ズ	100,000	1.08
日 本 山 村 硝 子 株 式 会 社	100,000	1.08

(注) 持株比率は自己株式 (185,326株) を控除して計算しております。

## (2) 会社役員状況

### ①取締役及び監査役の状況（2020年3月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職状況
代表取締役会長	小澤二郎	—
代表取締役社長	久米敦司	—
取締役	佐野雅明	専務執行役員・販売本部長、カタギ食品株式会社取締役会長
取締役	戸倉章博	専務執行役員・管理本部長兼経理財務部長、カタギ食品株式会社取締役
取締役	吉岡努	常務執行役員・生産本部長
取締役	井尻尚宏	執行役員・事業開発プロジェクト室長兼生産本部生産企画部長、カタギ食品株式会社取締役
取締役	佐藤圭介	執行役員・販売本部販売推進部長兼物流部長
取締役	高野純平	執行役員・経営企画部長
取締役	川上三知男	東京芝法律事務所
取締役	石塚昭夫	—
常勤監査役	菱田州男	カタギ食品株式会社 監査役
監査役	兼田隆	小澤物産株式会社 監査役
監査役	井上裕規	三井物産株式会社 食料・流通事業業務部連結経営支援室長
監査役	鴨井慶太	三菱商事株式会社 経営企画部事業構想室長

- (注) 1. 取締役川上三知男氏及び石塚昭夫氏は社外取締役であります。
2. 取締役川上三知男氏は、弁護士の資格を有しており、法務に関する相当程度の知見を有しております。
3. 当社は川上三知男氏及び石塚昭夫氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
4. 監査役兼田隆氏、井上裕規氏及び鴨井慶太氏は、社外監査役であります。
5. 2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において、高野純平氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。
6. 2019年6月25日開催の第62回定時株主総会終結の時をもって、取締役馬場宗夫氏は任期満了により退任いたしました。
7. 2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において、鴨井慶太氏は新たに監査役に選任され、就任いたしました。
8. カタギ食品株式会社は当社の子会社であります。

9. 当事業年度中における取締役の地位及び担当等の異動は次のとおりであります。

氏名	異動前	異動後	異動年月日
小澤二郎	代表取締役社長	代表取締役会長	2019年6月25日
久米敦司	取締役副社長執行役員	代表取締役社長	2019年6月25日
戸倉章博	取締役専務執行役員 管理本部長	取締役専務執行役員管理 本部長兼経理財務部長	2019年7月1日
高野純平	取締役執行役員経営企画 部長兼管理本部管理部長	取締役執行役員経営企画 部長	2019年7月1日

②取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支給人員	報酬等の総額
取締役 (うち社外取締役)	11名 ( 2 )	563百万円 ( 27百万円)
監査役 (うち社外監査役)	4名 ( 3 )	36百万円 ( 9百万円)
合計 (うち社外役員)	15名 ( 5 )	599百万円 ( 37百万円)

- (注) 1. 取締役の報酬限度額は2016年6月28日開催の第59回定時株主総会において年額600百万円以内と決議いただいております。
2. 監査役の報酬限度額は2016年6月28日開催の第59回定時株主総会において年額100百万円以内と決議いただいております。
3. 当事業年度末現在の取締役は10名(うち社外取締役は2名)であります。  
上記の取締役の員数と相違しておりますのは、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会をもって退任した取締役1名を含んでいるためであります。
4. 上記の報酬等の総額には以下のものが含まれております。  
当事業年度における役員賞与引当金の繰入額157百万円(取締役8名に対し154百万円(社外取締役を除く)、監査役1名に対し3百万円)、役員株式給付引当金繰入額12百万円(取締役9名に対し12百万円(社外取締役を除く)、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会をもって退任した取締役1名分を含む)。
5. 当社は、2009年6月25日開催の第52回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の役員退職慰労金制度を廃止し、同株主総会終結後引き続いて在任する取締役及び監査役に対しては、役員退職慰労金制度廃止までの在任期間に対応する役員退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議いたしております。

### ③社外役員に関する事項

#### イ. 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況は「(2) 会社役員の状況」の「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。なお、各社外役員の兼職先と当社との間の関係は次のとおりであります。

地 位	氏 名	当社と当該他の法人等との関係
取 締 役	川上三知男	記載すべき関係はありません。
取 締 役	石 塚 昭 夫	記載すべき関係はありません。
監 査 役	兼 田 隆	小澤物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、機器の購入等の取引関係があります。
監 査 役	井 上 裕 規	三井物産株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、原材料の仕入、製品の販売等の取引関係があります。
監 査 役	鴨 井 慶 太	三菱商事株式会社は、当社の大株主であります。また、同社と当社との間には、製品の販売等の取引関係があります。

ロ. 当事業年度における主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 川上三知男	当期に開催された取締役会12回のうち11回に出席いたしました。弁護士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。
取締役 石塚昭夫	当期に開催された取締役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づいて意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
監査役 兼田隆	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 井上裕規	当期に開催された取締役会12回すべてに出席し、監査役会12回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。
監査役 鴨井慶太	当期に開催された取締役会10回すべてに出席し、監査役会10回すべてに出席いたしました。豊富なビジネス経験・実績、幅広い見識に基づき、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、当社の内部監査等について適宜、必要な発言を行っております。

(注) 監査役鴨井慶太氏は、2019年6月25日開催の第62回定時株主総会において選任されたため、開催回数が他の監査役と異なります。なお、就任後の取締役会の開催回数は10回、監査役会の開催回数は10回であります。

ハ. 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役ならびに各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額としております。

### (3) 会計監査人の状況

①名称 有限責任監査法人トーマツ

②報酬等の額

	報酬等の額
イ. 公認会計士法（昭和23年法律第103号）第2条第1項の業務に係る報酬等の額	35百万円
ロ. 公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	2百万円
合 計	37百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人から説明を受けた当事業年度の会計監査計画の監査日数や人員配置などの内容、前事業年度の監査実績の検証と評価、会計監査人の監査の遂行状況の相当性、報酬の前提となる見積りの算出根拠を精査した結果、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に係る監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、上記イ. の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社が監査公認会計士等に対して報酬を支払っている非監査業務の内容としましては、新会計基準導入に関する助言業務であります。

③会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると判断される場合には、監査役全員の同意に基づき、監査役会が会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、公認会計士法等の法令違反による監督官庁から処分を受けた場合、その他、会計監査人の監査品質、品質管理、独立性、当社評価項目による評価結果の観点から、監査を遂行するに不十分であると判断した場合、監査役会は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。



#### (4) 業務の適正を確保するための体制

- ①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
  - a 経営理念、企業行動憲章、コンプライアンス規程等のコンプライアンス体制に係る規程を、取締役及び使用人が法令・定款及び社会規範を遵守した行動をとるための行動規範とする。
  - b コンプライアンス体制の運用と徹底を図るため、コンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンスの取り組みを横断的に統括する。また、コンプライアンス委員会が中心となって取締役及び使用人に対しコンプライアンス教育・啓発を行う。
  - c 法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス委員会または会社の指定する弁護士を情報受領者とする内部通報システムを整備し、内部通報規程に基づきその運用を行う。
  - d 監査役、及び内部監査部門として業務執行部門から独立した監査室は、連携して各部門の業務プロセス等を監査し、不正の発見・防止とプロセスの改善に努める。また、監査役及び監査室は、コンプライアンス委員会と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。
  - e 反社会的勢力に対しては、企業行動憲章に基づき、毅然とした態度で対処し、一切の関係を遮断する。
- ②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
 

取締役の職務執行に係る情報は、文書または電磁的媒体に記録し、文書管理規程その他関係規程に従い、適切に保存及び管理する。
- ③損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 

リスク管理体制の基礎として経営危機管理規程を定め、同規程に従ったリスク管理体制を構築する。万一不測の事態が発生した場合には、社長を本部長とする対策本部を設置し、会社の指定する弁護士等社外専門家の助言を得ながら迅速な対応を行い、損害の拡大防止と、損害を最小限に止める体制を整備する。

- ④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- a 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制の基礎として、月1回の定例取締役会を開催するほか、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催するものとし、当社の経営方針及び経営戦略に関わる重要事項については、事前に常務以上の役員で構成する経営会議で議論し、その審議を経て執行決定を行う。
  - b 取締役会の決定に基づく業務執行については、組織規程・職務分掌規程・職務権限規程等において、それぞれの責任者及びその責任、執行手続の詳細について定め、これらの規程に従って執行する。
  - c 執行役員制度の導入により、取締役会の機能を強化するとともに、業務執行を円滑に行う。
- ⑤当社並びに親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制  
当社と関係会社とは、法令及び社会規範を遵守した適切な取引を行う。「関係会社管理規程」に基づき子会社の管理体制を整備するとともに、必要に応じて当社の役員が子会社の役員を兼務し、子会社の業務運営の状況を把握、改善を行う。  
監査室は、当社及び子会社の業務の状況について、定期的に監査を行う。
- ⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項  
監査役は、監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人は、その命令に関して取締役等の指揮命令を受けないものとする。
- ⑦当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制
- a 取締役は、取締役会等において、担当する業務の執行状況を出席した監査役に報告する。
  - b 上記aに関わらず、監査役はいつでも必要に応じて、当社及び子会社の取締役及び使用人に対して報告を求めることができる。
  - c 取締役及び使用人は、会社に重大な損失を与えるおそれのある事実、または取締役及び使用人の職務執行に関して法令違反もしくは不正な行為を発見したときは、すみやかに監査役に報告する。
  - d 子会社の取締役及び使用人並びに子会社の取締役及び使用人から上記c記載の事項につき報告を受けた者は、取締役又は監査役に対して報告をする。

- e 当社は、上記の報告を監査役に行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行わない。
- ⑧監査役職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
- a 当社は、監査役がその職務の執行につき、費用の前払等を請求したときは、請求にかかる費用または債務が当該監査役職務の執行に関係しないと認められる場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- b 監査役が職務執行に必要であると判断した場合、弁護士、公認会計士等の専門家に意見・アドバイスを依頼するなど必要な監査費用を認める。
- ⑨その他監査役職務の監査が実効的に行われることを確保するための体制
- 監査役会は、経営陣と定期的に意見交換会を開催し、また監査室との連携を図り、適切な意思疎通及び効果的な監査業務の遂行を図る。
- ⑩財務報告の適正性を確保するための体制
- 社長の指示の下、監査室及び経理財務部を主たる部門として、財務報告の適正性及び信頼性を確保するための体制を構築し、その体制の整備・運用状況を定期的に評価し、必要に応じて改善を進める。
- また、取締役会は、財務報告に係る内部統制に関して適切に監督を行う。
- ⑪反社会的勢力排除に向けた体制整備に関する内容
- 当社及びその特別利害関係者、株主、取引先等は、反社会的勢力と一切の関係を遮断している。
- 当社における方針・基準等については、「経営理念」「企業行動憲章」「具体的行動に際しての指針」において定めており、主要な社内会議等の機会をとらえて繰り返しその内容の周知徹底を図っている。

## (5) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

### ①職務執行の効率性及び適正性の向上

当社の取締役会は、取締役10名（うち社外取締役2名）で構成されており、その取締役会には監査役も出席しており、審議・決議の適法性及び健全性は担保されております。取締役は、取締役会を12回開催し、当社の経営方針及び経営戦略に係る事項をはじめ、各事業部門の業務執行状況の妥当性の確認、各種社内規程の改訂等、重要事項の審議・決議を行いました。

### ②監査役の監査が実効的に行われることの確保

当社の監査役会は、監査役4名（うち社外監査役3名）で構成されております。監査役は、監査役会（当期12回開催）のほか、代表取締役及び会計監査人とそれぞれ定期的に会合を行い、コンプライアンスや内部統制の運用状況について確認したほか、社外取締役とも定期的に会合を行い、監査上の重要課題等について意見を交換し、非業務執行役員間での情報交換と認識共有を図りました。また、常勤監査役は経営会議等の重要な会議に出席して情報収集を行い、経営監視機能の強化を図っております。

### ③内部監査体制

監査室は、監査計画に基づき、内部監査を実施しました。また、当社の全部門について内部監査を実施し、結果を社長及び監査役に報告しました。監査の結果、業務の適正性に重要な影響を与えるリスクはありませんでした。

### ④財務報告に係る内部統制

監査室は、財務報告に係る内部統制が適正に運用されているか、重要な不備がないかについてモニタリングを行いました。また、監査室、経理財務部及び内部統制管理チームは、内部統制が有効かつ継続的に機能するよう連携し、必要な是正・改善を進めております。

### ⑤グループ管理体制

当社取締役3名は、子会社の取締役を兼職しており、子会社の取締役会に出席しております。

監査体制においては、当社の常勤監査役が、子会社の監査役を兼職しており、監査計画に基づき、子会社のコンプライアンスや内部統制の整備状況について、確認を行いました。また、当社の監査室は、監査計画に基づき業務監査を行い、結果を社長及び常勤監査役に報告しました。

なお、当社は、関係会社管理規程に基づき、子会社の業務執行について、重要度に応じて、当社の経営会議もしくは取締役会における承認を受ける体制を整備しております。

# 連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>20,555</b>	<b>流動負債</b>	<b>8,272</b>
現金及び預金	4,004	支払手形及び買掛金	3,321
受取手形及び売掛金	6,789	短期借入金	2,000
商品及び製品	1,626	未払金	1,811
仕掛品	1,150	未払法人税等	256
原材料及び貯蔵品	5,867	賞与引当金	562
その他	1,117	役員賞与引当金	157
<b>固定資産</b>	<b>17,800</b>	その他	162
<b>有形固定資産</b>	<b>14,698</b>	<b>固定負債</b>	<b>2,042</b>
建物及び構築物	5,292	退職給付に係る負債	1,607
機械装置及び運搬具	5,799	役員株式給付引当金	21
土地	3,091	資産除去債務	174
リース資産	3	リース債務	3
建設仮勘定	140	繰延税金負債	38
その他	371	その他	196
<b>無形固定資産</b>	<b>418</b>	<b>負債合計</b>	<b>10,315</b>
ソフトウェア	309	<b>(純資産の部)</b>	
その他	108	<b>株主資本</b>	<b>27,197</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>2,683</b>	資本金	2,160
投資有価証券	2,050	資本剰余金	3,067
繰延税金資産	266	利益剰余金	23,349
その他	441	自己株式	△1,379
貸倒引当金	△75	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>842</b>
<b>資産合計</b>	<b>38,355</b>	その他有価証券評価差額金	837
		繰延ヘッジ損益	23
		退職給付に係る調整累計額	△18
		<b>純資産合計</b>	<b>28,039</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>38,355</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	33,781
売上原価	20,715
売上総利益	13,066
販売費及び一般管理費	9,810
営業利益	3,255
営業外収益	
受取利息及び配当金	34
為替差益	92
受取保険金	31
投資有価証券売却益	50
雑収入	14
営業外費用	
支払利息	2
支払手数料	11
雑損失	2
経常利益	3,462
特別利益	
固定資産売却益	7
特別損失	
固定資産除売却損	8
税金等調整前当期純利益	3,461
法人税、住民税及び事業税	972
法人税等調整額	△63
当期純利益	2,552
親会社株主に帰属する当期純利益	2,552

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

# 連結株主資本等変動計算書

( 2019年 4 月 1 日から  
2020年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	2,160	3,067	21,902	△1,380	25,749
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△1,105		△1,105
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益			2,552		2,552
自 己 株 式 の 処 分				0	0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )					
当 期 変 動 額 合 計	-	-	1,446	0	1,447
当 期 末 残 高	2,160	3,067	23,349	△1,379	27,197

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額				純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計	
当 期 首 残 高	747	14	-	762	26,511
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当					△1,105
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益					2,552
自 己 株 式 の 処 分					0
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 ( 純 額 )	90	9	△18	80	80
当 期 変 動 額 合 計	90	9	△18	80	1,528
当 期 末 残 高	837	23	△18	842	28,039

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

招集  
ご  
通知

株主  
総会  
参考  
書類

事業  
報告

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告

## 連結注記表

### 1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

#### (1) 連結の範囲に関する事項

- |            |             |
|------------|-------------|
| ①連結子会社の数   | 1社          |
| ②連結子会社の名称  | カタギ食品株式会社   |
| ③連結の範囲の変更  | 該当事項はありません。 |
| ④非連結子会社の名称 | 該当事項はありません。 |

#### (2) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。

#### (3) 資産の評価基準及び評価方法

##### ①有価証券

その他有価証券

- ・時価のあるもの 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。
- ・時価のないもの 移動平均法による原価法を採用しております。

##### ②デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- ・デリバティブ 時価法を採用しております。

##### ③たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・商品・原材料 移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・製品・仕掛品 総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。
- ・貯蔵品 最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

#### (4) 固定資産の減価償却の方法

##### ①有形固定資産

（リース資産を除く）

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	2～10年



- ②無形固定資産  
 ・自社利用のソフトウェア 社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  
 ・その他の無形固定資産 定額法を採用しております。
- ③リース資産 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。
- (5) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準  
 外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
- (6) 引当金の計上基準
- ①貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ②賞与引当金 従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。
- ③役員賞与引当金 役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。
- ④役員株式給付引当金 株式給付信託による当社株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。
- (7) 退職給付に係る会計処理の方法
- ①退職給付見込額の期間  
 帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。
- ②数理計算上の差異及び  
 過去勤務費用の費用処理  
 方法 過去勤務費用については、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理することとしております。数理計算上の差異については、各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生翌連結会計年度から費用処理することとしております。
- ③小規模企業等における  
 簡便法の採用 連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

(8) 重要なヘッジ会計の方法

- |              |   |
|--------------|---|
| ①ヘッジ会計の方法    | 繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。               |
| ②ヘッジ手段とヘッジ対象 | ヘッジ手段…為替予約取引<br>ヘッジ対象…外貨建債権債務   |
| ③ヘッジ方針       | 社内のリスク管理方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。  |
| ④ヘッジ有効性評価の方法 | ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。 |

(9) その他連結計算書類作成のための基本となる事項

- |           |                         |
|-----------|-------------------------|
| 消費税等の会計処理 | 消費税等の会計処理は税抜方式によっております。 |
|-----------|-------------------------|

## 2. 追加情報

### 株式給付信託（BBT）の導入

当社は、2018年6月26日開催の第61回定時株主総会決議に基づき、当社取締役（社外取締役を除きます。）を対象とする株式報酬制度「株式給付信託（BBT（=Board Benefit Trust））」（以下、「本制度」といいます。）を導入しております。

#### （1）取引の概要

当社は、取締役の報酬と当社の株式価値との連動性をより明確にし、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めることを目的として、本制度を導入しております。

本制度は、当社が拠出する金銭を原資として当社株式が信託（以下、本制度に基づき設定される信託を「本信託」といいます。）を通じて取得され、取締役に対して、当社が定める役員株式給付規程に従って、当社株式及び当社株式を時価で換算した金額相当の金銭（以下、「当社株式等」といいます。）が本信託を通じて給付される株式報酬制度です。

なお、取締役が当社株式等の給付を受ける時期は、原則として取締役の退任時となります。

当該信託契約に係る会計処理については、「従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引に関する実務上の取り扱い」（実務対応報告第30号 2015年3月26日）に準じております。

#### （2）信託に残存する自社の株式

信託に残存する当社株式を、信託における帳簿価額（附随費用の金額を除きます。）により、純資産の部に自己株式として計上しております。当連結会計年度末の当該自己株式の帳簿価額は88百万円、株式数は14,853株であります。

## 3. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

12,090百万円

#### 4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

##### (1) 発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	9,400千株	－	－	9,400千株

##### (2) 自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度 期首の株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末の 株式数
普通株式	200千株	－	0千株	200千株

(注) 1. 自己株式の減少は、役員株式給付信託 (BBT) からの給付0千株による減少であります。

2. 自己株式の株式数については、当連結会計年度末において資産管理サービス信託銀行(株) (信託E□)  
(以下「信託E□」といいます。) が所有する当社株式14千株が含まれております。

##### (3) 剰余金の配当に関する事項

###### ①配当金支払額等

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2019年6月25日 定時株主総会	普通株式	1,105百万円	120円	2019年3月31日	2019年6月26日

(注) 配当金の総額1,105百万円については、信託E□が所有する当社株式に係る配当金1百万円が含まれております。

###### ②基準日が当連結会計年度に属する配当の内、配当の効力発生日が翌連結会計年度になるもの

決議予定	株式の種類	配当の原資	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
2020年6月23日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	1,013百万円	110円	2020年3月31日	2020年6月24日

(注) 配当金の総額1,013百万円については、信託E□が所有する当社株式に係る配当金1百万円が含まれております。

## 5. 金融商品に関する注記

### (1) 金融商品の状況に関する事項

#### ①金融商品に対する取組方針

当社グループは、設備投資計画に照らして、必要な資金を主に営業活動による現金収入により確保しております。また、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用しており、短期的な資金不足が生じる場合には銀行借入により運転資金を調達しております。デリバティブ取引は、将来の為替・金利の変動によるリスク回避を目的として利用しており、投機的な取引は行わない方針であります。

#### ②金融商品の内容及びそのリスク並びに管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されております。当社は、当該リスクに関して、与信管理部署である物流部において、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、主な取引先の信用状況を年度ごとに把握する体制をとっております。連結子会社も同様の管理を行っております。

投資有価証券は、業務上の関係を有する企業の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されております。当社グループでは、当該リスクに関して、管理部門において定期的に時価や発行体の財務状況を把握する体制をとっております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが5ヶ月以内の支払期日であります。また、短期借入金金は営業取引に係る資金調達であります。

なお、営業債務などの流動負債はその決済時において流動性リスクに晒されますが、当社グループでは月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理しております。

デリバティブ取引は、外貨建ての営業債権債務に係る為替の変動リスクに対するヘッジを目的とした為替予約取引であります。なお、ヘッジ会計に関するヘッジ手段とヘッジ対象、ヘッジ方針、ヘッジ有効性評価の方法等については、前述の「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等（8）重要なヘッジ会計の方法」をご参照下さい。

デリバティブ取引については、取引の契約先を信用度の高い商社及び銀行に限っているため、相手先の契約不履行によるリスクはほとんどないと認識しております。当社の為替予約取引の執行・管理については、取引権限及び取引限度額等を定めた社内ルールに従い、外貨建輸出入取引実行時に海外営業部が行っており、取引の都度、経理財務部に報告しております。連結子会社については、為替予約取引締結を取締役会の決議事項としており、執行・管理については、主として管理部門が行います。また、その取引結果については、全て連結子会社の取締役会及び当社の管理本部に対する報告事項となっております。

#### ③金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価格のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価格が含まれております。当該価格の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価格が変動することがあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（（注）2.参照）。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
①現金及び預金	4,004	4,004	－
②受取手形及び売掛金	6,789	6,789	－
③投資有価証券	2,039	2,039	－
資産計	12,833	12,833	－
①支払手形及び買掛金	3,321	3,321	－
②短期借入金	2,000	2,000	－
③未払金	1,811	1,811	－
負債計	7,133	7,133	－
デリバティブ取引 (*)	34	34	－

(\*) デリバティブ取引|によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については（ ）で示しております。

(注) 1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引|に関する事項

資産

①現金及び預金、②受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

③投資有価証券

これらの時価について、株式等は取引所の価格によっております。

負債

①支払手形及び買掛金、②短期借入金、③未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

### デリバティブ取引

デリバティブ取引の時価は、為替予約の予定取引における当期末時点の評価差額等によるものであります。

また、為替予約等の振当処理によるものは、ヘッジ対象とされている買掛金及び売掛金と一体として処理されているため、その時価は当該買掛金及び売掛金の時価に含めて記載しております。

#### (注) 2. 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
非上場株式 (*)	11

(\*) これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、「③投資有価証券」には含めておりません。

#### (注) 3. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

	1年以内 (百万円)	1年超5年以内 (百万円)	5年超10年以内 (百万円)	10年超 (百万円)
預金	4,003	—	—	—
受取手形及び売掛金	6,789	—	—	—
合計	10,793	—	—	—

### 6. 1株当たり情報に関する注記

- |                |           |
|----------------|-----------|
| (1) 1株当たり純資産額  | 3,047円88銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 277円47銭   |

### 7. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
<b>(資産の部)</b>		<b>(負債の部)</b>	
<b>流動資産</b>	<b>18,481</b>	<b>流動負債</b>	<b>7,807</b>
現金及び預金	3,224	買掛金	3,091
売掛金	6,072	短期借入金	2,000
商品及び製品	1,560	未払金	1,646
仕掛品	1,117	未払費用	88
原材料及び貯蔵品	5,310	前受金	18
前払費用	190	預り金	29
その他流動資産	1,005	未払法人税等	256
<b>固定資産</b>	<b>18,956</b>	賞与引当金	518
<b>有形固定資産</b>	<b>13,851</b>	役員賞与引当金	157
建物	4,534	<b>固定負債</b>	<b>1,732</b>
構築物	664	退職給付引当金	1,525
機械装置	5,603	役員株式給付引当金	21
車両運搬具	51	資産除去債務	166
工具器具備品	364	長期未払金	19
土地	2,622	<b>負債合計</b>	<b>9,539</b>
建設仮勘定	10	<b>(純資産の部)</b>	
<b>無形固定資産</b>	<b>414</b>	<b>株主資本</b>	<b>27,003</b>
ソフトウェア	307	資本金	2,160
その他	106	資本剰余金	3,067
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,690</b>	資本準備金	3,082
投資有価証券	1,942	その他資本剰余金	△15
関係会社株式	1,229	<b>利益剰余金</b>	<b>23,156</b>
繰延税金資産	249	利益準備金	250
関係会社長期貸付金	1,060	その他利益剰余金	22,905
破産更生債権等	57	固定資産圧縮積立金	305
長期前払費用	6	別途積立金	11,340
その他投資等	220	繰越利益剰余金	11,260
貸倒引当金	△75	<b>自己株式</b>	<b>△1,379</b>
<b>資産合計</b>	<b>37,437</b>	評価・換算差額等	894
		その他有価証券評価差額金	870
		<b>繰延ヘッジ損益</b>	<b>23</b>
		<b>純資産合計</b>	<b>27,897</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>37,437</b>

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。



# 損益計算書

( 2019年4月1日から  
2020年3月31日まで )

(単位：百万円)

科 目	金 額
売上高	30,051
売上原価	18,375
売上総利益	11,675
販売費及び一般管理費	8,491
営業利益	3,184
営業外収益	
受取利息及び配当金	36
為替差益	92
雑収入	16
投資有価証券売却益	50
196	
営業外費用	
支払利息	2
支払手数料	11
雑損失	1
15	
経常利益	3,365
特別利益	
固定資産売却益	7
7	
特別損失	
固定資産除売却損	6
6	
税引前当期純利益	3,366
法人税、住民税及び事業税	946
法人税等調整額	△73
873	
当期純利益	2,493

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 株主資本等変動計算書

( 2019年 4 月 1 日から )  
( 2020年 3 月31日まで )

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主資本計 合
	資本金	資 本 剰 余 金			利 益 剰 余 金				自己株式		
		資本準備金	そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金	繰越利益 剰余金	利益剰余金 合 計			
					固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金					
当 期 首 残 高	2,160	3,082	△15	3,067	250	305	11,040	10,172	21,768	△1,380	25,615
当 期 変 動 額											
別途積立金の積立						300	△300	-			-
剰余金の配当								△1,105	△1,105		△1,105
当 期 純 利 益								2,493	2,493		2,493
自己株式の処分										0	0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)											
当 期 変 動 額 合 計	-	-	-	-	-	-	300	1,087	1,387	0	1,388
当 期 末 残 高	2,160	3,082	△15	3,067	250	305	11,340	11,260	23,156	△1,379	27,003

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額	繰 延 ヘ ッ ジ 損 益	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	751	14	766	26,381
当 期 変 動 額				
別途積立金の積立				-
剰余金の配当				△1,105
当 期 純 利 益				2,493
自己株式の処分				0
株主資本以外の項目 の当期変動額(純額)	118	9	127	127
当 期 変 動 額 合 計	118	9	127	1,515
当 期 末 残 高	870	23	894	27,897

(注) 百万円未満の端数は切り捨て表示しております。

## 個別注記表

## 1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

## (1) 資産の評価基準及び評価方法

## ①有価証券

- ・ その他有価証券
- ・ 時価のあるもの
- ・ 時価のないもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）を採用しております。

移動平均法による原価法を採用しております。

## ②デリバティブ等の評価基準及び評価方法

- ・ デリバティブ 時価法を採用しております。

## ③たな卸資産の評価基準及び評価方法

- ・ 商品・原材料
- ・ 製品・仕掛品
- ・ 貯蔵品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

総平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

最終仕入原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）を採用しております。

## (2) 固定資産の減価償却の方法

## ①有形固定資産

定率法（ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く。）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法）を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	3～50年
機械及び装置	7～10年

## ②無形固定資産

- ・ 自社利用のソフトウェア
- ・ その他の無形固定資産

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法を採用しております。  
定額法を採用しております。

## (3) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金

従業員の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額の当期負担額を計上しております。

③役員賞与引当金

役員の賞与支給に備えるため、当事業年度における支給見込額に基づき計上しております。

④役員株式給付引当金

株式給付信託による当社株式の交付に備えるため、役員株式給付規程に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

⑤退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。  
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により費用処理することとしております。  
数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（15年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。

(5) 重要なヘッジ会計の方法

①ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理によっております。ただし、為替予約の振当処理の要件を満たすものについては振当処理を採用しております。

②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 … 為替予約取引  
ヘッジ対象 … 外貨建債権債務

③ヘッジ方針

社内のリスク管理方針に基づき為替変動リスクをヘッジしております。  
ヘッジ開始時から有効性判定時点までの期間において、ヘッジ対象とヘッジ手段の相場変動の累計を比較し、両者の変動額等を基礎にして判断しております。

④ヘッジ有効性評価の方法

(6) その他計算書類作成のための基本となる事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

## 2. 追加情報

株式給付信託（BBT）の導入

連結注記表「2. 追加情報 株式給付信託（BBT）の導入」に記載しているため、記載を省略しております。

## 3. 貸借対照表に関する注記

(1) 有形固定資産の減価償却累計額	11,039百万円
(2) 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務	
①短期金銭債権	3,591百万円
②長期金銭債権	1,060百万円
③短期金銭債務	965百万円
(3) 取締役に対する長期金銭債務	19百万円

## 4. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

売上高	15,585百万円
仕入高	6,751百万円
委託加工費	32百万円
営業取引以外の取引による取引高	
出向料	16百万円
その他	11百万円

## 5. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普通株式	200千株	－	0千株	200千株

(注) 1. 自己株式の減少は、役員株式給付信託（BBT）からの給付0千株による減少であります。

2. 自己株式の株式数については、当事業年度末において資産管理サービス信託銀行(株)（信託E□）が所有する当社株式14千株が含まれております。

## 6. 税効果会計に関する注記

### (1) 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	<u>2020年3月31日現在</u>
繰延税金資産	
賞与引当金	158百万円
未払金	73百万円
未払事業税	29百万円
未払費用	24百万円
福利厚生費	1百万円
退職給付引当金	467百万円
役員株式給付引当金	6百万円
資産除去債務	51百万円
長期未払金	5百万円
繰延資産	1百万円
貸倒引当金	22百万円
投資有価証券	12百万円
会員権	5百万円
繰延税金資産小計	<u>860百万円</u>
評価性引当額	<u>△34百万円</u>
繰延税金資産合計	<u>826百万円</u>
繰延税金負債	
固定資産圧縮積立金	△134百万円
有形固定資産	△41百万円
株式売却益	△6百万円
繰延ヘッジ損益	△10百万円
その他有価証券評価差額金	<u>△384百万円</u>
繰延税金負債合計	<u>△577百万円</u>
繰延税金資産の純額	<u>249百万円</u>

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

	<u>2020年3月31日現在</u>
法定実効税率 (調整)	30.62%
交際費等永久に損金に算入されない項目	1.71%
住民税均等割	0.49%
法人税特別控除額	△6.18%
その他	△0.70%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	<u>25.94%</u>

招集  
ご  
通知

株  
主  
総  
会  
参  
考  
書  
類

事  
業  
報  
告

計  
算  
書  
類

監  
査  
報  
告

## 7. 関連当事者との取引に関する注記

### 役員及び法人主要株主等

属性	会社等の名称	資本金	事業の内容	議決権等の所有（被所有）割合	関係内容		取引の内容	取引金額	科目	期末残高	
					役員の兼任等	事業上の関係					
その他の関係会社（当該その他の関係会社の親会社を含む）	三菱商事(株)	百万円 204,446	総合商社	(被所有) 直接 26.88%	—	製品の主要販売代理店(13.5%)であります。	営業取引	製品の販売 (注1・3) 百万円 4,057	売掛金	百万円 709	
	三井物産(株)	百万円 341,775	総合商社	(被所有) 直接 21.92%	—	原材料の主要仕入先(41.1%)であり製品の主要販売代理店(38.3%)であります。	営業取引	製品の販売 (注1・3) 百万円 11,523 原材料等の仕入(注1・3) 百万円 6,739	売掛金 買掛金	百万円 2,762 百万円 959	
その他の関係会社の子会社	(株)MCアグリ アライアンス	百万円 300	食品原料の輸入・販売	—	—	原材料の主要仕入先(31.5%)であります。	営業取引	原材料の仕入 (注1・3) 百万円 5,165	買掛金	百万円 846	
主要株主	小澤物産(株)	百万円 50	流体搬送機器・貯蔵用機器等の販売	(被所有) 直接 11.53%	役員1名	機器の購入他役員の兼任	営業取引 以外の取引	機器の購入 (注1・3) 百万円 2	未払金	百万円 —	
役員及びその近親者が議決権の過半数を所有している会社	小澤商事(株)	百万円 1	物流事業	(被所有) 直接 4.64%	—	製品の保管荷役及び運送委託他	営業取引 以外の取引	支払運賃他 (注1・3) 百万円 401	未払金	百万円 40	
子会社	カタギ食品(株)	百万円 30	家庭用食品ごま、加工ごまの製造・販売	(所有) 直接 100%	役員4名	製品の生産委託及び事業資金の貸付	営業取引	製品の生産委託(注1)	百万円 43	買掛金	百万円 1
										未払金	百万円 4
							営業取引 以外の取引	事業資金の貸付(注2)	百万円 —	長期貸付金	百万円 1,060
										短期貸付金	百万円 120

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1) 上記の金額の内、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。  
(注2) 資金の貸付及び資金の借入は当社の規定に基づき、市場金利等を勘定し協議の上決定しております。  
(注3) 製品の販売及び原材料の購入等についての価格その他の取引条件は、他の取引先と同様の条件であります。



8. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額

3,032円41銭

(2) 1株当たり当期純利益

271円02銭

9. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

計算書類

監査報告

# 連結計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

かどや製油株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷大二郎 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、かどや製油株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、かどや製油株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。

監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を追う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 計算書類に係る会計監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2020年5月15日

かどや製油株式会社  
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ  
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 篠原孝広 ㊞  
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 古谷大二郎 ㊞  
業務執行社員

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、かどや製油株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第63期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第63期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下の通り報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、監査室、その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び使用人等と意思疎通及び情報交換を図り、必要に応じて子会社からの事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。

なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び会計監査人有限責任監査法人トーマツから当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月18日

かどや製油株式会社 監査役会

常勤監査役 菱 田 州 男 ㊟

監査役 兼 田 隆 ㊟

監査役 井 上 裕 規 ㊟

監査役 鴨 井 慶 太 ㊟

(注) 監査役兼田隆氏、監査役井上裕規氏、監査役鴨井慶太氏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上




## 株主総会会場ご案内図


場所 東京都港区高輪3丁目13番1号  
グランドプリンスホテル高輪 地下1階  
プリンスルーム

- 交通
- ① 東海道新幹線・JR線 品川駅【高輪口（西口）】  
京浜急行線 品川駅【高輪口】  
より徒歩約9分
  - ② 都営地下鉄浅草線 高輪台駅【A1出口】  
より徒歩約7分



ご出席株主様へのお土産の配布は本年は取りやめとさせていただきます。何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。



 **かどや製油株式会社**

〒141-0031 東京都品川区西五反田8丁目2番8号

TEL 03-3492-5545

<https://www.kadoya.com/>

**UD**  
**FONT**

